

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和元年12月16日

釧路市長 蝦名大也

記

**1. 入札に付する事項**

- (1) 業務名 釧路市証明書等発行手数料指定代理納付業務
- (2) 業務概要
  - ア 別添仕様書のとおり
  - イ 予定価格 契約規則第7条第1項の規定に基づき、事後公表とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年2月28日まで

**2. 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき、契約規則第3条に定める入札参加資格をいう。以下同じ）に関する事項**

入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がある者でないこと。ただし、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (3) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

**3. 入札参加申請**

(1) 当該業務委託の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (イ) クレジットカード、電子マネーの取扱事業者であることを証する書類の写し（任意様式）
- (ウ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）（該当する場合のみ提出すること。）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間

令和元年12月16日から令和元年12月23日までの土曜日・日曜日を除く毎日、

9時から17時まで

エ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

電話 0154-31-4502

オ 提出方法

持参または郵送による。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市総合政策部都市経営課企画担当においてこの告示の日から配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務委託の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

#### 4. 業務仕様書の閲覧等

(1) 当該業務に係る仕様書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和元年12月16日から令和元年12月24日までの土曜日・日曜日を除く毎日、9時から17時まで

イ 閲覧場所

釧路市役所総合政策部都市経営課企画担当において閲覧に供するが、釧路市役所ホームページにも掲載する。

(2) 業務仕様書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書を電子メールにて提出すること。

ア 受付期間

3の(1)と同じ

イ 受付場所

3の(1)と同じ

(3) 質問に対する回答は、市が質問書を受理した日から2日以内（土曜日・日曜日を除く）に質問者に対して電子メールにて回答するものとする。

#### 5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年12月25日 13時

(2) 場所 釧路市役所本庁舎3階会議室

#### 6. 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書等（代理人が入札する場合には委任状が必要）に必要事項を記入し、提出しなければならない。所定の入札を5に指定する日時及び場所に持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された手数料率（消費税非課税）をもって落札価格とするので、入札者は手数料率を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

## 7. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

## 8. 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節3規則第6条関係第2号ウに基づき免除する。

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 有効な入札のうち、落札者となるべき価格で入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

## 10. 入札結果の公表

入札結果については、入札日の翌日に釧路市役所ホームページにより公表する。

## 11. 契約手続

落札者として決定したときは、別途、釧路市契約規則の規定により契約手続を行う。

## 12. 契約保証金

契約規則第30条第6号及び釧路市契約規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

## 13. 契約書の作成要否

要

## 14. その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及びに日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

※ 本告示についての問合せ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

電話 0154-31-4502